



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 南都銀行
代表者名 取締役頭取 植野 康夫
(コード番号 8367 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役総合企画部長 北 義彦
(TEL. 0742-27-1552)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 126 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役及び社外監査役として有用な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び定款第 38 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とする旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日（金）

以 上

<別 紙>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 29 条</p> <p>)</p> <p>第 30 条</p> <p>第 31 条</p> <p>)</p> <p>第 35 条</p>	<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 29 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の <u>規定により、社外取締役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限 定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令で規定する額とする。</u></p> <p>第 30 条</p> <p>) (現行どおり)</p> <p>第 31 条</p> <p><u>(補欠監査役の選任の効力)</u></p> <p>第 32 条 補欠監査役の選任の効力は、選任後 <u>4 年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の開始 の時までとする。</u></p> <p>第 33 条</p> <p>) (現行どおり)</p> <p>第 37 条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 <u>36</u> 条) (条文省略)</p> <p>第 <u>39</u> 条</p>	<p style="text-align: center;"><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 <u>38</u> 条 当銀行は、<u>会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外監査役との間に、任</u> <u>務を怠ったことによる損害賠償責任を</u> <u>限定する契約を締結することができる</u> <u>る。ただし、当該契約に基づく賠償責</u> <u>任の限度額は、法令で規定する額とす</u> <u>る。</u></p> <p>第 <u>39</u> 条) (現行どおり)</p> <p>第 <u>42</u> 条</p>

以 上